

就学支援金の申請方法について

就学支援金の申請方法(申請区分)については、**別紙1**「申請書類区分判定フローチャート」により、最適な申請方法をご確認いただき、**別紙2**「申請書類一覧」に記載の様式等により、申請してください。

①e-Shienでご自身で申請する方法(申請書類区分「A」若しくは「B」の方)

「A」の方：e-Shienで登録される方で、マイナンバーカード(マイナポータル)を利用する、若しくはマイナンバーをご自身で入力する方。**推奨**

「B」の方：e-Shienで登録される方で、システムではマイナンバー等を登録せずに学校に個人番号が確認できる書類の写しを提出する方。

②学校に申請書等の書類を提出する方法(申請書類区分「C」若しくは「D」の方)

「C」の方：e-Shienを利用せずに学校に申請書と所得が確認できる書類を提出する方。

「D」の方：e-Shienを利用せずに学校に申請書と個人番号が確認できる書類を提出する方。

※1 審査がスムーズに進み書類を用意する手間が掛からないことからe-Shienでの「A」の手続きを推奨しています。

※2 Aの方法の場合、マイナポータルを利用するかしないかで次のような違いがあります。

マイナポータルを利用する場合 — 自動で処理される項目が多いため入力の手間が省け、手続きが簡単です。ただし、毎年7月の更新の際に同様の手続きをしていただきます。

マイナンバーをご自身で入力する場合 — ご自身で入力して頂く必要がありますが、毎年7月の更新の際には継続受給の希望の有無の入力だけで完了します。

※3 「C」若しくは「D」の方法はパソコン、スマホ等をお持ちでない方で、e-Shienにアクセスできない場合の方法です。

「C」の方は、毎年7月の更新の際に同様の所得証明書等の書類の提出が必要です。

【申請の方法】

①就学支援金申請システム「e-Shien」でご自身で申請する場合

※申請者向け利用マニュアル②新規申請編を参考に手続きしてください。

申請者向け利用マニュアルは、学校ホームページに掲載している他、右のQRコードからアクセスできます。

○申請書類区分「A」に該当の方でマイナンバーカードをお持ちの方

※収入状況の提出にマイナンバーカードのQRコードを利用し自己情報を登録。

⇒e-Shienで「保護者等情報」の入力の際に、収入状況提出方法で「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択の上、手続きを進めてください。

○申請書類区分「A」に該当の方でマイナンバーカードをお持ちでない方

※収入状況の提出にマイナンバーをご自身で入力。

⇒e-Shienで「保護者等情報」の入力の際に、収入状況提出方法で「個人番号を入力する」を選択の上、手続きを進めてください。

○申請書類区分「B」に該当の方でマイナンバーカードをお持ちの方

※収入状況の提出に「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」等を提出。

⇒e-Shienで「保護者等情報」の入力の際に、収入状況提出方法で「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択の上、学校事務室に「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」等の必要書類を提出してください。

マニュアルQRコード



申請フォームQRコード



②学校に申請書等を提出する場合

○マイナンバーを利用する場合

申請書類区分「D」に記載された書類を提出してください。

○課税証明書等を提出する場合

申請書類区分「C」に記載された書類を提出してください。

※1 学校に申請書等を提出する場合、令和7年度につきましては臨時支援金の「申請意向及び同意に係る文書の提出が必要です。

※2 「C」若しくは「D」の方法での申請には受給資格認定申請書の提出が必要ですが、様式等は添付しておりません。申請書様式の配布を希望される方は申請期限内に事務室にお申し出ください。